

それで議員同士がもつと話し合おうということになったが、何をどこで議論するのか。それまで予算や決算は常任委員会で議論し、本会議はセレモニー、単なる報告で終わっていた。そこで予算・決算を議員全員が議論する場として特別委員会を設置することになり、水井氏が委員長に推された。また、ある問題を議員が指摘したことがきっかけで、町長が本会議で謝罪をするという場面もあり、そういう一つひとつの積み重ねが議員の自信、議会改革につながっていくという。

議会報告会の開き方

既に議会基本条例を制定した矢島氏の横須賀市の事例にも関心が高かった。議会報告会の開き方や公式記録の有無、報告会以外の公聴会などの位置づけを巡っても質問があった。議会報告会の重要性は初日の講師江藤俊昭氏からも指摘されたが、福島県会津若松市は年4回開催している。横須賀市は最初からハードルを高くしないで、とにかく開くことが大事だとして「年1回以上」と条例に明記。単に「開くことができる」だけでは拘束力がないからだ。最近の報告会では市民から「1回以上と

書いてあるのだから、もつと開いてほしい」という要望があった。

報告会の時間は1時間半とするなどの実施要領も定め、各常任委員会の副委員長と各会派から1人ずつの準備会で資料作成を分担、パワーポイントを使って報告することとし、持ち時間は各常任委員会とも10分。報告会の前に、必ず準備会主催で全議員対象のオリエンテーションを行い、意見を出し合ってから修正したものを市内5カ所で報告する。議会として開催する報告会なので個人的な意見は言わない原則だ。また、記録は要点筆記とビデオ撮影、1週間以内に報告書を議長に提出する。

三方を海に囲まれた横須賀市は津波に関心が高く、前回の報告会で防災体制等整備特別委員会と市民の意見交換会開催の要望があった。議会基本条例には、課題を設けて懇談会を開催することができるということも定められているので、いずれ行われることになるだろうという。

経路交流

愛知県西尾市議の鈴木規子氏は、情報公開と行財政改革を公約に19

99年に初当選。現在4期目。市川房枝記念会で学んだ住民参加型選挙を実践してきた。

議会基本条例がまだ制定されていない西尾市議会で、情報公開条例や住民監査請求を駆使した活動ぶりを合併で急浮上した「消防団」問題を例に取り上げた。

2011年4月、西尾市は幡豆郡一色町、吉良町、幡豆町と合併。これら3町には消防団があるが、旧西尾市は50年前に国の方針に従ってなくしていたため、合併協議の段階から3町の消防団の状況を知りたいと市長に要請していたが説明はなく、同年9月に出された前年の決算審査の使途等について説明を求め、十分な回答は得られなかったが、「合併前の決算なのでよし」とし、「合併後はきちんとして、言質をとって引き下があった。市民に真実を伝えるのが

議員の仕事。この実態を「辛口議会だより」(※)に「許されるの?」(※)と、交付金の名目で2千万円以上も支払われ、領収証も不揃いで使途不明金もあると書いたことから、消防団は「議員を辞めさせろ」と大騒ぎになった。

そこで、さらに公文書公開請求を使って領収書類を調べると、コンパニオンを呼んだ宴会など多額の遊興費の実態が明らかになった。また3・11の翌日、二河湾に津波注意報発令中に宴会を開いていたとの内部告発も事実であると判明した。

不十分な開示に対する不服申し立てや、3町の消防団への10年度交付金の2千19万円の返還を求める住民監査請求をし、今年3月末、請求期間の期限切れなどを理由に棄却されたが、監査委員は会計の村操さを指摘し、消防団に猛省を求めた。

12年度は消防団に交付金を出さないこととなり、一定の成果は得られたが、鈴木氏はまだ追及の手をゆるめていない。情報を出し渋る当局とたたかうには「認められている手続きはフルに活用すべき。地方自治法は議員存在の根拠法。逐条解説書を座右の書に」と薦めた。

